

小山市中小企業等省エネルギー設備導入支援補助金

物価高騰の影響を受けた市内事業者を支援するため、省エネ性能に優れた設備を導入するために係る費用の一部を補助します

交付対象者

中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等を含む）で、次のすべてを満たすもの ※農業を主たる業種として営む者は除く

- 市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営み、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること
- 市税の滞納がないこと

補助金の額

令和6年1月1日（日）～12月31日（火）の期間に省エネ性能を有する設備を導入した際に係る費用の1/2（上限30万円）

補助対象品	区分	省エネ性能
LED 照明	—	【省エネ性能】★2.0以上 【エネルギー消費効率】50.0lm/w以上
エアコン	家庭用	【省エネ性能】★2.0以上
	業務用	【省エネ基準達成率】100%以上
冷蔵・冷凍庫	業務用	【省エネ基準達成率】100%以上

必要書類

- ①交付申請書兼請求書
- ②誓約書兼同意書
- ③経費明細書等（納品書・領収書・省エネ性能が確認できる書類）
- ④設置写真
- ⑤法人登記簿謄本等の事業者の情報がわかる書類の写し
- ⑥市税の納税証明書
- ⑦補助金の振込先が確認できる書類（通帳など）の写し

申請方法

小山市工業振興課窓口にご持参ください（郵送可）

申請期限

令和7年1月31日（金）当日消印有効

【提出・郵送・問合せ先】

〒323-8686 小山市中央町1-1-1

小山市役所 5階 工業振興課 企業誘致・工業団地開発推進室

電話 0285-22-9396 fax 0285-22-9256

詳細は小山市ホームページをご確認ください

ホームページから申請書類のダウンロードができます